

学校法人中国学園寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人中国学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岡山市北区庭瀬 83 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 中国学園大学 大学院 現代生活学研究科
子ども学研究科
現代生活学部 人間栄養学科
子ども学部 子ども学科
国際教養学部 国際教養学科
- (2) 中国短期大学 総合生活学科・保育学科・情報ビジネス学科
- (3) 中国学園大学・中国短期大学附属たねのくにこども園（幼保連携型認定こども園）

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上10人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は次の各号に掲げるものとする。

(1) 中国学園大学及び中国短期大学長

(2) 評議員のうちから評議員会において選任された者 2人以上4人以内

(3) 学識経験者（学長又は評議員である者を除く。）のうちから理事会において選任された者 2人以上4人以内

2 前項第1号及び第2号に規定する理事は学長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

3 第1項1号の学長のうち一方を兼務する場合は1人を減ずる。

(監事の選任及び職務)

第7条 監事は、理事、評議員又はこの法人の職員（学長、教員その他職員を含む。以下同じ）以外の者のうち評議員会の同意を得て理事長が選任する。

2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員を選任)

第8条 この法人の役員には、その管理及び運営に適性を有する者で、それぞれの選任の際に現に当該法人の役員又は職員でない者が含まれるようにするとともに、各役員と親族関係にない者が選ばれるように努めなければならない。

(役員任期)

第9条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条について同じ。)の任期は3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることが出来る。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1ヵ月以内に補充しなければならない。

(役員解任)

第11条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第12条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は理事をもって組織する。

3 理事会は理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対し、会議の7日前までに、会議開催の場所、日時及び会議に

付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

- 6 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 8 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合のほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第11項の規定による除斥のため、3分の2に達しないときは、この限りでない。
- 9 前項の場合、理事会に付議される事項につき、書面をもってあらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 10 理事会の議事は法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合のほか、理事総数の過半数で決する。
- 11 理事は自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は、自己若しくはこれらの者に直接利害関係のある事件についてはその議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があるときは会議に出席し発言することができる。

(業務の委任)

第13条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定にあつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第16条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事(第17条の規定により副理事長を置くときは副理事長)が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(副理事長)

第17条 理事会において必要があると認めるときは、副理事長1名を置くことができる。

2 副理事長は、理事長の推薦にもとづき、理事の中から理事会において選任する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項、及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席理事2名が署名押印し、常にこれを事務所に備え置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、21人以上24人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議の7日前までに、会議開催の場所、日時及び会議に付すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 評議員会に議長を置き、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 7 理事長が、第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した評議員全員が連名で評議員会を招集することができる。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 9 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 10 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第18条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項は、「議長及び出席評議員のうちから互選された評議員2名以上」とする。

(諮問事項)

第21条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 目的たる事業の成功の不能に因る解散
- (6) 寄附金品の募集に関する事項
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの。

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから理事会において選任された者 7人又は8人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業したもので年令25歳以上のものうちから評議員会において選任された者 7人又は8人
 - (3) 学識経験者(職員及びこの法人の設置する学校を卒業したものを除く。)のうちから理事会において選任された者 7人又は8人
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(準用規定)

第24条 第8条及び第11条(第2項第3号を除く。)の規定は、評議員についても準用する。

(任期)

第25条 評議員の任期は3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 授業料、入学料及び検定料
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置される学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分等の制限)

第28条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(基本財産たる現金の運用)

第29条 基本財産並びに運用財産中の積立金は、理事会の議決により、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は定額郵便貯金若しくは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する経費は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、検定料その他運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算)

第32条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長が作成して、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算、剰余金等の処分)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を

求めなければならない。

3 学校会計の決算上剰余金を生じたときは、職員の待遇改善に要する費用に充てるためその一部又は全部を基本財産中の積立金に編入しなければならない。

4 前項の積立金は、職員の待遇改善に必要な経費に充てる場合のほか、取りくずしてはならない。
(財産目録等の備付及び閲覧)

第35条 この法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を、毎会計年度終了後2ヵ月以内に作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第7条第2項第3号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する学校に在学する者その他利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供するものとする。

(資産総額の変更登記)

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2ヵ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

第38条 この法人は次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号の事由に因る解散にあつては、文部科学大臣の認可を同項第2号の事由に因る解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第39条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、学校法人又は教育の事業を行う公益法人のうちから解散の時における理事会において理事総数の3分の2以上の議決によって選定したものに帰属する。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備え置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公示の方法)

第43条 この法人の公告は、中国学園の掲示場に掲示して行う。

(施行規則)

第44条 この寄附行為の施行についての細則, その他この法人及びこの法人の設置する学校の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事(理事長)	平 田 定 子	理 事	六 車 清 茂
理 事	和 田 幹 太	理 事	岩 月 清
理 事	大 賀 矢 太 郎	理 事	岡 本 寿 太
理 事	伊 東 祐 蔵		

昭和51年7月8日 改正 昭和52年4月1日 改正

昭和54年12月10日 改正 昭和55年6月6日 改正

昭和61年4月1日 改正

附 則

昭和63年10月7日 文部大臣認可の学科変更にかかる寄附行為の改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

平成元年2月14日 文部大臣認可の法人名変更にかかる寄附行為の改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

平成2年3月31日 文部大臣認可の家政科廃止にかかる寄附行為の改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

平成3年12月20日 文部大臣認可の経営情報学科設置にかかる寄附行為の改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

平成10年12月22日 文部大臣認可の人間栄養学科設置にかかる寄附行為の改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成 11 年 3 月 23 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(中国短期大学の生活学科・英語英文科の存続に関する経過措置)

中国短期大学の生活学科・英語英文科は、改正後の寄附行為第 4 条（1）の規定にかかわらず平成 11 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

法人の名称変更及び大学設置並びに収益事業の廃止にかかる寄附行為の変更は、文部科学大臣認可の日（平成 13 年 12 月 20 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成 15 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣認可の日（平成 16 年 3 月 31 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(中国短期大学幼児教育科・経営情報学科の存続に関する経過措置)

中国短期大学の幼児教育科・経営情報学科は、変更後の寄附行為 4 条（2）の規定にかかわらず平成 16 年 3 月 31 日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣認可の日（平成 17 年 5 月 20 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣認可の日（平成 17 年 12 月 5 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣認可の日（平成 22 年 12 月 24 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣認可の日（平成 26 年 10 月 31 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣認可の日（平成 31 年 4 月 1 日）から施行する。